

# 令和5年度 枚方市保健所運営協議会

## 次 第

日 時：令和5年10月2日（月）午後2時30分～

場 所：第3分館 3階 第3会議室

1. 会長及び副会長の互選
2. 枚方市感染症予防計画の策定について
3. 保健所からの報告
  - ・令和4年度の取り組みについて
  - ・保健所の移転について

### □ 資 料

- |       |                            |
|-------|----------------------------|
| 資 料 1 | 枚方市保健所運営協議会委員名簿            |
| 資 料 2 | 枚方市保健所運営協議会条例              |
| 資 料 3 | 枚方市感染症予防計画の策定について          |
| 資 料 4 | 枚方市保健所運営協議会 感染症対策部会について（案） |
| 資 料 5 | 保健所の移転について                 |

- |       |                    |
|-------|--------------------|
| 参考資料① | 枚方市感染症予防計画（素案）     |
| 参考資料② | 枚方市感染症予防計画（素案）概要   |
| 参考資料③ | 枚方市感染症予防計画における数値目標 |

- |     |                   |
|-----|-------------------|
| 別 冊 | 令和4年度 年 報（枚方市保健所） |
|-----|-------------------|

## 枚方市保健所運営協議会 委員名簿

(全22人・50音順・敬称略)

	氏名	ふりがな	所属 / 役職等
委員	岩田 和彦	いわた かずひこ	大阪精神医療センター 院長
	上羽 敏明	うえば としあき	枚方市薬剤師会 会長
	大崎 明信	おおさき あきのぶ	枚方保健所地区公衆衛生協力会
	狩野 雅彦	かの まさひこ	枚方市学校保健会 理事
	木村 剛	きむら たけし	枚方公済病院 院長
	阪本 徹	さかもと とおる	枚方市社会福祉協議会 会長
	白石 真理子	しらいし まりこ	枚方市健康づくり食生活改善協議会 副会長
	月城 亜由美	つきしろ あゆみ	枚方市訪問看護ステーション連絡会 会長*
	西川 和幸	にしかわ かずゆき	大阪府枚方警察署 署長
	西山 利正	にしやま としまさ	関西医科大学 教授
	長谷 晋吾	はせ しんご	枚方市歯科医師会 会長
	長谷川 睦	はせがわ むつみ	北大阪商工会議所 中小企業相談所地域振興課
	原田 玲子	はらだ れいこ	大阪府助産師会 枚方班 班長
	福間 眞智子	ふくま まちこ	枚方市民生委員児童委員協議会 会長
	藤中 明広	ふじなか あきひろ	枚方寝屋川消防組合 消防本部 消防長
	細野 昇	ほその のぼる	星ヶ丘医療センター 院長
	松田 公志	まつだ ただし	関西医科大学附属病院 病院長
	百田 義弘	ももた よしひろ	大阪歯科大学 教授
	森 美大	もり よしひろ	北大阪労働基準監督署 署長
	矢部 武士	やべ たけし	摂南大学薬学部 教授
	山本 聡	やまもと さとし	大阪府交野警察署 署長
	渡邊 一男	わたなべ かずお	枚方市医師会 会長

\*臨時委員は、所属/役職等の後に\*を付しています。

## ○枚方市保健所運営協議会条例

平成25年12月9日 条例第39号

改正 平成29年9月13日 条例第40号

令和4年6月16日 条例第20号

## (設置)

第1条 地域保健法（昭和22年法律第101号）第11条の規定に基づき、市長の附属機関として、枚方市保健所に、枚方市保健所運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

## (担当事務)

第2条 協議会は、市長の諮問に応じ、枚方市保健所の所管区域内の地域保健及び枚方市保健所の運営に関する事項について調査審議する。

2 協議会は、前項に規定する事項について市長に意見を述べることができる。

## (組織)

第3条 協議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 保健又は医療に係る関係団体を代表する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前3号に掲げる者のほか、協議会の担当事務に関し市長が適当と認める者

## (委員の委嘱)

第4条 委員の委嘱期間は、2年（委員を増員する場合その他特別の事情がある場合にあつては、2年以内）とする。

2 補欠の委員の委嘱期間は、前委員の委嘱期間の残期間とする。

3 委員の再度の委嘱は、妨げない。

## (臨時委員)

第5条 市長は、協議会の担当事務に関し必要があると認めるときは、臨時委員を委嘱することができる。

## (会長及び副会長)

第6条 協議会に、会長及び副会長2人以内を置く。

2 会長及び副会長は、委員（臨時委員を含む。以下同じ。）の互選によって定める。ただし、副会長については、会長が必要と認めるときは、その指名により定めることができる。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が定めた順序により、その職務を行う。

## (会議)

第7条 協議会の会議は、会長（会長が定められていない場合にあつては、市長）が招集し、会長がその議長となる。

- 2 協議会の会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 協議会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 前3項に定めるもののほか、協議会の会議については、枚方市附属機関条例（平成24年枚方市条例第35号）第5条第2項の規定の例による。

（会議の公開等）

第8条 協議会の会議は、公開とする。ただし、次に掲げる会議は、非公開とすることができる。

- (1) 枚方市情報公開条例（平成29年枚方市条例第40号）第5条に規定する非公開情報が含まれる事項に関する調査審議等を行う会議
- (2) 公開することにより、公正かつ円滑な調査審議等が著しく阻害され、その目的を達成することができない会議

2 協議会の会議の議事については、会議録を作成しなければならない。

（部会）

第9条 会長は、協議会の担当事務に関し必要があると認めるときは、協議会に部会を置くことができる。

- 2 前3条の規定は、部会について準用する。
- 3 前項に定めるもののほか、部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

（関係者に対する協力要請）

第10条 協議会は、担当事務に関し必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提供、説明その他の必要な協力を求めることができる。

（委員の守秘義務）

第11条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

（委任）

第12条 この条例に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則〔平成29年9月13日条例第40号抄〕

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則〔令和4年6月16日条例第20号抄〕

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

# 枚方市感染症予防計画の策定について

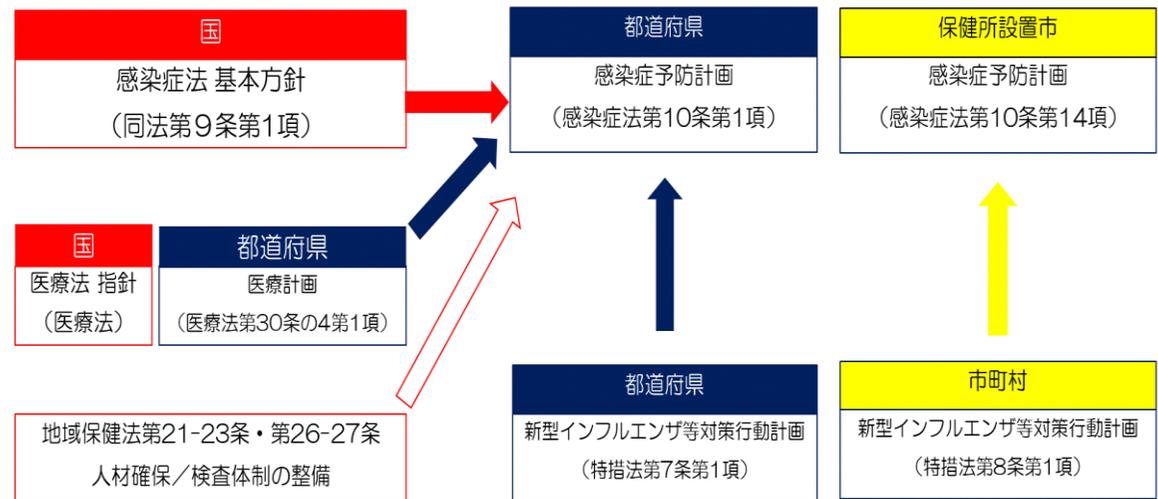
## 1. 政策等の背景・目的及び効果

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、感染症法等が一部改正されたことにより、国が策定する「感染症予防の総合的な推進を図るための基本的な指針」及び都道府県が策定する「感染症予防のための施策の実施に関する計画」の記載事項を充実させるほか、保健所設置自治体においても「感染症予防計画」を定め、感染症対策の一層の充実を図ることとなりました。

今後の健康危機に備えるためには、新興・再興感染症への対応はもちろん、災害等が複合的に発生した場合にも対応できる管理体制の構築が求められており、国・都道府県・保健所設置自治体・保健所がそれぞれの役割を明確にするとともに、平時から計画的な保健所体制を整備する必要があります。

以上を踏まえ、本市においても、感染症発生の予防及びまん延防止のための対応強化に向けて、「枚方市感染症予防計画」を策定するものです。

【国・府等計画との感染症予防計画の関連性】



※医療法における医療計画、地域保健法、特措法に基づく新型インフルエンザ等対策行動計画との整合性が必要

# 感染症法等の改正を踏まえた保健所の強化

## 保健所に求められる主な役割・強化

- ◆ 新型コロナ対応での課題を踏まえ、今後の新興・再興感染症への対応はもちろんのこと、災害等他分野も含めた健康危機全般について、これらが複合的に発生した場合にも対応できる健康危機管理体制の構築が必要。このためには、国、都道府県、保健所設置自治体、保健所の役割を明確にし、体制構築に向け、**平時のうちから計画的に保健所体制を整備**しておくことが必要。

### 保健所設置自治体

※ 保健所設置主体としての都道府県、指定都市、指定都市以外の保健所設置市・特別区



管内の体制整備等の調整  
管内の人材育成等の支援

#### 【健康危機管理体制の強化】

・ 保健所への職員の配置、IHEAT等外部からの応援の仕組みや受援体制、迅速な有事体制への移行等平時から準備。

#### 【都道府県連携協議会への参画・予防計画の策定】

・ 都道府県が設置する**連携協議会**へ参加し、管内の保健所や一般市町村、医療機関、職能団体等と平時から感染症発生・まん延時の役割分担や連携内容を調整。

・ 都道府県の予防計画や保健所の健康危機対処計画との整合性を踏まえ、保健所体制等について**予防計画**を策定。

・ 県や市町村からの応援職員の派遣調整、IHEAT等外部人材の確保と調整等人員体制の整備等計画に記載。

#### 【マネジメント体制の強化】

・ 本庁に統括保健師を配置。

#### 【人材育成】

・ 職員（IHEAT等応援職員を含む）等の**研修・実践型訓練の実施**。

### 保健所



保健所体制の強化  
保健所の人材育成

#### 【健康危機管理体制の強化】

・ **予防計画**等との整合性を確保しながら平時のうちから健康危機に備えた準備を計画的に進めるため、**地域保健基本指針**に基づき作成されている手引書の改定等により、**「健康危機対処計画」**を策定。

#### 【マネジメント体制の強化】

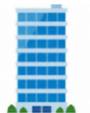
・ 統括保健師等の総合的な**マネジメント**を担う保健師を各保健所に配置。

#### 【人材育成】

・ 職員（IHEAT等応援職員を含む）等の**実践型訓練等の実施**。

## 県内の主導・支援

### 都道府県



県内の体制整備等の主導  
県内の人材育成等の支援

#### 【都道府県連携協議会の設置・予防計画の策定】

・ 保健所設置自治体、保健所、一般市町村、医療機関、消防その他関係機関と連携し、平時から感染症発生・まん延時の役割分担や連携内容を調整。議論を踏まえ、保健所体制等について**予防計画**を策定。

・ 都道府県内外の応援職員の派遣調整、IHEAT等外部人材の確保と調整等人員体制の整備等計画に記載。

#### 【人材育成】

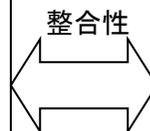
・ 県内の人材育成の支援（国の研修への派遣調整等）。

#### 【マネジメント体制の強化】

・ 本庁に統括保健師を配置し、圏内の組織横断的な**マネジメント体制**の充実を図る。

<感染症予防計画及び健康危機対処計画について>

感染症予防計画
<p><b>【策定主体】</b> 保健所設置自治体</p> <p><b>【目的】</b> 感染症の発生の予防及びまん延防止のための対応強化。</p> <p><b>【関連指針等】</b> ・国「感染症予防の総合的な推進を図るための基本的な指針」 ・府「感染症予防のための施策の実施に関する計画」 ※「新型インフルエンザ等対策行動計画」との整合性</p> <p><b>【計画期間】</b> 令和6年度から令和11年度まで(6年間)</p> <p><b>【内容】</b> 感染症法第10条第14項において、次の項目について定めることとされている。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 感染症発生予防・まん延防止施策</li> <li>2. 感染症・病原体に関する情報収集・調査研究(任意)</li> <li>3. 病原体等の検査実施体制・検査能力向上</li> <li>4. 感染症患者移送の体制確保</li> <li>5. 感染症に係る医療提供体制確保等の目標設定             <ol style="list-style-type: none"> <li>①検査の実施件数(実施能力)、検査設備の整備数</li> <li>②協定締結宿泊施設の確保居室数(任意)</li> <li>③医療従事者や保健所職員等の研修・訓練回数</li> </ol> </li> <li>6. 宿泊療養施設の確保(任意)</li> <li>7. 外出自粛対象者の療養生活の環境整備</li> <li>8. 感染症の予防に関する人材養成・資質向上</li> <li>9. 保健所の体制確保</li> <li>10. 緊急時における病原体等の検査の実施等</li> </ol>



健康危機対処計画
<p><b>【策定主体】</b> 保健所</p> <p><b>【目的】</b> 平時からの保健所体制の整備のため、「感染症の予防に関する人材育成・資質向上」や「保健所の体制確保」に関して、実情に即した実務マニュアルの位置付けとして作成し、感染症予防計画の実行性を高める。</p> <p><b>【関連指針等】</b> 地域保健基本指針に基づき作成されている手引書</p> <p><b>【計画期間】</b> 定めなし。 ※実践型訓練や今後の健康危機対応を踏まえながら、適宜見直しを行うことにより実効性を担保する。</p> <p><b>【内容】</b> 国が示す健康危機対処計画(感染症編)策定ガイドラインにおいて、次の事項を記載することが望ましいとされている。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 業務量・人員数の想定</li> <li>2. 人材確保と育成に関する事項</li> <li>3. 保健所の組織体制に関する事項</li> <li>4. 保健所業務に関する事項</li> <li>5. 関係機関との連携に関する事項</li> <li>6. 情報管理及びリスクコミュニケーションに関する事項</li> </ol>

## 2. 計画検討組織の体制



感染症対策部会(新)	
設置目的 (担当事務)	枚方市感染症予防計画について調査審議
委員構成	危機管理政策課
	広報プロモーション課
	企画課
	財政課
	人事課
	文化生涯学習課
	商工振興課
	健康福祉政策課
	福祉指導監査課
	母子保健課
	健康福祉総合相談課
	保健医療課
	保健衛生課
	保健予防課
	子ども青少年政策課
	教育政策課
	市立ひらかた病院 総務課 (※感染症指定医療機関)

感染症対策部会(新)	
設置目的 (担当事務)	枚方市感染症予防計画について調査審議
任期	答申の日まで
委員構成	所属
	枚方市医師会
	枚方市歯科医師会
	枚方市薬剤師会
	北大阪商工会議所
	枚方寝屋川消防組合
	関西医科大学
	病院協会
	訪問看護ステーション連絡会

【根拠法令等】

地域保健法（昭和 22 年法律第 101 号）第 11 条  
枚方市保健所運営協議会条例

【設置目的】

地域保健法第 11 条に基づき、地域保健及び保健所の運営に関する事項についての調査審議

【委員構成】

1. 学識経験を有する者
2. 保健又は医療に係る関係団体を代表する者
3. 関係行政機関の職員
4. 協議会の担当事務に関し市長が適当と認める者

### 3. 計画策定スケジュール（予定）

10月	保健所運営協議会【諮問・部会設置】
	保健所運営協議会 部会【計画素案】
	大阪府へ素案提出（各市共有）
	健康推進本部 感染症対策部会【計画素案】
11月	健康推進本部【計画素案】
	保健所運営協議会 部会【計画素案】
	大阪府が設定する数値目標の提示・計画素案への反映
12月	市民福祉委員協議会へ計画素案の説明
	計画素案に対する「市民意見聴取」の実施
令和6年1月	保健所運営協議会【答申】
	健康推進本部 感染症対策部会【計画案】
2月	健康推進本部【計画案】
	市民福祉委員協議会へ計画案の説明
3月	枚方市感染症予防計画の策定

## 枚方市保健所運営協議会 感染症対策部会について（案）

## 1. 設置根拠【枚方市保健所運営協議会条例第9条第1項】

協議会の担当事務に関し必要があると認めるときは、協議会に部会を置くことができる。

## 2. 設置目的（担当事務）【枚方市保健所運営協議会条例第2条】

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（いわゆる感染症法）に規定する感染症予防計画の策定について、市長の諮問に応じて調査審議し、答申を行う。

## 3. 委員の任期

答申の日まで

## 4. 委員構成

下表のとおり

（全9人・50音順・敬称略）

氏名	ふりがな	所属 / 役職等
上羽 敏明	うえば としあき	枚方市薬剤師会 会長
木村 剛	きむら たけし	枚方公済病院 院長
月城 亜由美	つきしろ あゆみ	枚方市訪問看護ステーション連絡会 会長※
西山 利正	にしやま としまさ	関西医科大学 教授
長谷 晋吾	はせ しんご	枚方市歯科医師会 会長
長谷川 睦	はせがわ むつみ	北大阪商工会議所 中小企業相談所地域振興課
藤中 明広	ふじなか あきひろ	枚方寝屋川消防組合 消防本部 消防長
細野 昇	ほその のぼる	星ヶ丘医療センター 院長
渡邊 一男	わたなべ かずお	枚方市医師会 会長

※臨時委員は、所属／役職等の後に※を付しています。

# 保健所の移転について

## 1. 政策等の背景・目的及び効果

現在の保健所は、執務スペース等が狭隘であり、かつ、築後60年以上が経過し、老朽化が進んでいます。そのため、枚方市駅周辺再整備にあたり、現在の保健センターを改修して令和7年度中に保健所を移転する計画としており、令和5年度は実施設計を予定しています。

また、移転を契機として、市立ひらかた病院及び三師会（医師会・歯科医師会・薬剤師会）の拠点である枚方市医師会館に隣接している立地を生かし、関係機関・団体との連携をより一層深めながら、健康危機事象の発生時には保健所内に枚方市保健医療調整本部を立ち上げ、構成員である市立ひらかた病院や三師会等と協力して保健医療活動にあたるなど、平時・災害時を通じて健康危機管理の拠点となるよう取り組んでいきます。

さらに、DXの推進に努め、市民・事業者の利便性向上を図りながら、本市の健康医療施策を効率的・効果的に推進できるような組織のあり方についてもあわせて検討を行い、保健所機能のさらなる強化に向けて取り組んでいきます。

## 2. 内容

### (1) 主な機能強化策

#### ①健康危機への対応

- 健康危機事象発生時に保健医療調整本部等として活用できる可動式会議室の整備
- 健康危機管理（災害・感染症など）の拠点として平時からの関係機関・団体との連携強化

#### ②D Xの推進

- 保健衛生行政におけるD X推進（電子申請など）による市民・事業者の利便性向上
- オンライン環境整備による庁内各部署や国・府等とのコミュニケーション機能の充実

#### ③地域保健の充実

- 秘匿性の高い相談（精神保健・性感染症など）のため複数の市民が同時に来所しても安心して個別に対応できる相談室の確保
- 地域保健の充実に向けた地域活動（健康増進・疾病予防など）との連携強化

⇒上記を効率的・効果的に推進できる組織体制のあり方の検討及び執務環境の整備

### (2) 諸室の配置等

別添のレイアウト概要図（案）を参照

### 3. 実施時期等

令和5年6月	「保健所の移転について」市民福祉委員協議会に報告 実施設計（約7カ月）
令和6年3月	枚方市保健所条例の一部改正（位置の変更） 改修工事費の予算計上（令和6年度当初予算）
8月	本館改修工事（約8カ月）
令和7年4月	移転作業（約3カ月）
6月以降	保健所移転

### 4. 総合計画等における根拠・位置付け

総合計画	基本目標	健やかに、生きがいを持って暮らせるまち
	施策目標6	誰もがいつまでも心身ともに健康に暮らせるまち



## 5. 関係法令・条例等

地域保健法

枚方市保健所条例

## 6. 事業費・財源及びコスト

《事業費》 実施設計に係る委託料：22,106千円（令和5年度当初予算）

《財 源》 一般財源

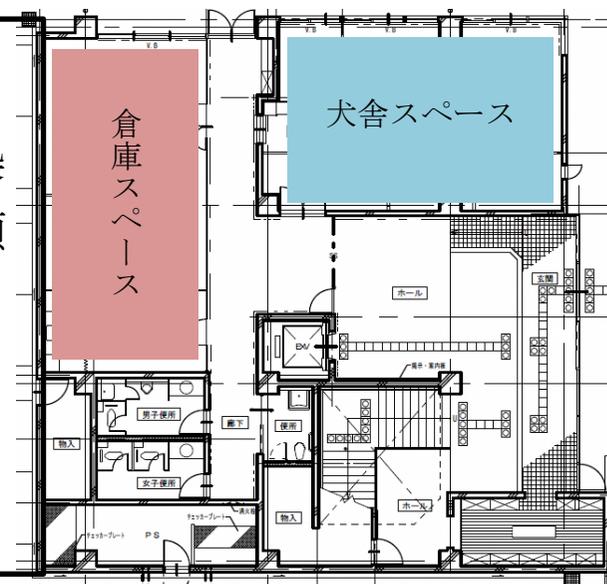
## レイアウト概要図（案）

### < 1階 >

4

○犬舎スペース…防音室内に動物用シャワーや猫用運動スペース、感染症対策としての隔離部屋を備え、成犬2頭と成猫8頭の同時飼養が可能（従来は成犬2頭または成猫4頭）

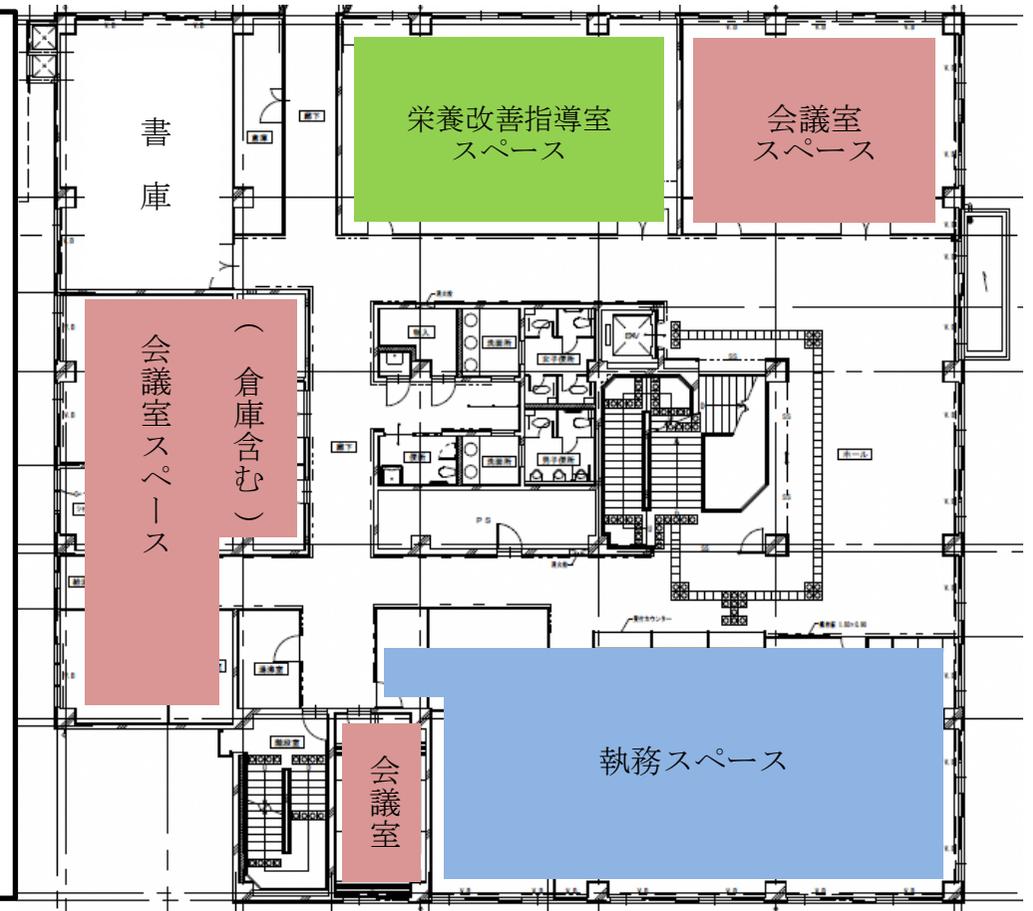
○倉庫スペース…危機事象対応のために必要な資機材等の収納が可能



## < 2階 >

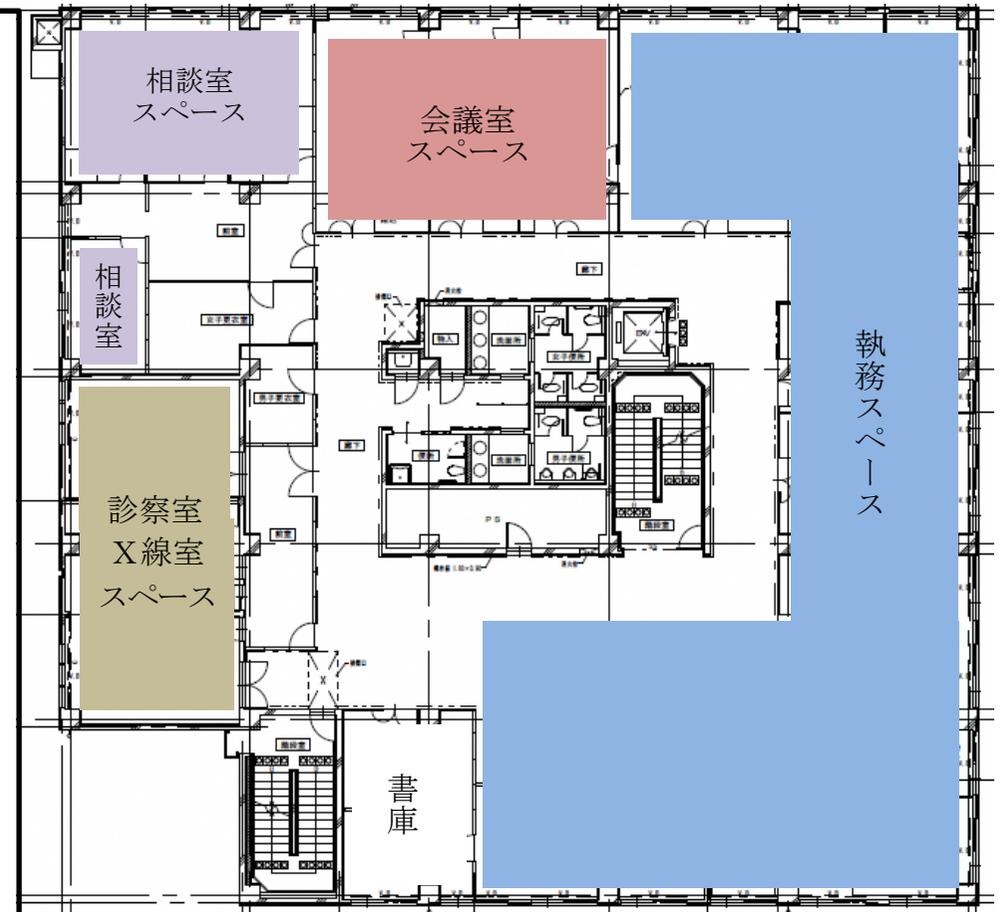
4

- 執務スペース…現在、健康づくり・介護予防課等  
が執務
- 会議室スペース…一部、可動壁とし、ロビー等と  
して利用可能
- 栄養改善指導室スペース…現在の機能のまま存続  
地域活動との連携時に  
利用可能



## < 3階 >

- 執務スペース…現保健所3課の情報共有や協力がワンフロアで可能  
また、危機事象発生時における応援体制等を考慮したスペースを確保
- 会議室スペース…一部、可動壁とし、健康危機事象発生時等に保健医療調整本部等として利用可能
- 相談室スペース…複数から同時に秘匿性の高い相談があった場合にも対応できるように複数の相談室を整備
- 診察室・X線室スペース…現保健所で実施している結核検診等を継続実施



## &lt; 4階 &gt;

- 検査室スペース…現保健所で実施している微生物検査、理化学検査等を継続実施
- 会議室スペース…現在の機能のまま存続  
危機事象発生時に受援を受けた場合等に利用可能
- 健康講座室スペース…現在の機能のまま存続  
地域活動との連携時に利用可能

